

平成24年

第3回定例会

会議録

(第1号)

平成24年9月11日

平成24年第3回 江 差 町 議 会 定 例 会

◎ 期日及び場所

平成 24 年 9 月 11 日（火） 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会 期 の 決 定

〔議 長 諸般の報告〕

日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について

〔町 長 行政報告〕

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 1 号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 6 報告第 2 号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第 7 認定第 1 号 平成23年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成23年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成23年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成23年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 11 認定第 5 号 平成23年度江差町営林費特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第 12 認定第 6 号 平成23年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成23年度公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成23年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第15 認定第9号 平成23年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第10号 平成23年度江差町水道事業会計決算の認定について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	室	井	正	行	
議	員	小	笠	原	満	
	〃	薄	木	晴	午	
	〃	飯	田	隆	一	
	〃	萩	原		徹	
	〃	小	笠	原	淳	夫
	〃	横	山	敬	三	
	〃	若	山	明	廣	
	〃	大	門	和	子	
	〃	小	野	寺	真	
	〃	小	林	栄	治	

◎ 欠席議員（0名）

◎ 出席説明者

町	長	濱	谷	一	治
副	町	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀
総	務	長	澤	口	純
政	策	長	田	畑	明
税	務	長	清	水	直
健	康	長	高	橋	勝
町	民	長	金	子	登
環	境	長	結	城	孝
農	林	長	福	島	平
追	分	長	小	田	島
建	設	長	大	坂	敏
ひ	の	長	広	島	良
学	校	長	小	笠	原
社	会	長	木	村	正

(議会事務局)

局
書

長
記

松 尾 幸 春
尾 山 徹

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年第3回江差町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、大門議員、4番若山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺委員長」

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は8月27日、9月5日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会には、24年度補正予算が一般会計・特別会計併せて4件、条例の制定等が4件、平成23年度各会計決算認定10件、報告2件、人事案件2件等が提案されております。

また、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえまして、「会期を本日から13日までの3日間」として、今定例会に上程されております「平成23年度江差町各会計決算認定」につきましては、本会議を休会した上で決算審査特別委員会に移行して、審査を行う事としております。

一般質問についてはこれまでと同様に、一問一答方式で行い、質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制とします。1回目の質問答弁については演壇により行い、再質問以降については、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行う事とします。

また理事者はこれまで同様、議員からの質問・質疑に対し、議長の許可を得て、反問出来る事とし、その時間については60分の制限時間外とする事とします。

以上、議会運営委員会で協議した結果であります。議員各位のご協力を特にお願いいたしまして、議会運営委員長報告といたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

おはかりします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりになりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの3日間とし、本日上程されている「平成23年度江差町各会計決算認定議案」が上程された後、議会を休会し、決算特別委員会に移行し、審査を実施し、特別委員会終了を以て、議会を再開することとします。

一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質問答弁については、演壇により行い、再々質問については、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再々質問まで、答弁を含めて60分以内の時間制を採用して行うこと。

また理事者においては、議員からの質問・質疑に対して議長の許可を得て反問出来る事とし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

次に、議長からの諸般の報告をします。報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解をお願いいたします。

日程第3 閉会中の継続調査の申し出について、議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会運営委員会、管理型産業廃

棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会から、調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

（議長）

異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

「町 長」

「町 長」（行政報告）

おはようございます。私から行政報告をさせていただきます。

最初に、『江差ウインドパワー（株）の再生可能エネルギーの固定価格の買取制度への移行について』のご報告をさせていただきます。

去る8月17日の第4回臨時町議会において、第12期の江差ウインドパワー株式会社の決算報告を提出させていただいたところではありますが、この度、再生可能エネルギーの固定価格買取制度へ移行するための申請書を経済産業省へ提出したとの報告を受けましたので、議会に対し、行政報告をいたします。

北海道電力との間で、RPS法に基づく受給契約の解除の合意の交渉を進め、8月22日付で、契約解除の合意書の交付を受けました。その後、8月27日付で、経済産業省資源エネルギー庁に、「新エネルギー等発電設備廃止届出書」及び「再生可能エネルギー発電設備認定申請書」の提出となりました。

再生可能エネルギー発電設備認定審査は1ヵ月程度かかり、認定後、新たな売電単価による、電力受給契約を北海道電力と締結する予定となっております。新制度の適用開始は10月1日を予定しているところでございます。

次に、『日本風力開発株式会社の子会社である江差風力開発（株）の経営譲渡について』のご報告をさせていただきます。

今般、日本風力開発（株）および株式会社ユーラスエナジーホールディングの両会社の役員が江差町を訪れ、両社間で経営譲渡についての合意がなされた

と報告をうけ、議会に対して行政報告をするものでございます。

国が再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるまでの間、風力発電所建設に係る国の補助制度を停止したため、日本風力開発は、新たな風力発電設備の立地、開発の事業展開が2年間にわたり中断していました。そのため、資金繰りが悪化し、金融機関に対し、借入金の返済猶予交渉や、風力発電の子会社の売却を進め、経営の健全化を目指しているところであるとのことであり

ます。

この度の江差風力開発（株）の経営譲渡については、日本風力開発本社の経営改善のために実施するものであり、江差北風力発電所の風車の運営については、従来通り継続され、地元との各種の協定についても、譲渡先にそのまま継承されることが譲渡の条件となっているとの説明を受けております。

また、この件については、既に、風力発電施設の地権者に対しても、経営譲渡について説明され、全員の合意を得ている状況であります。

なお、株式会社ユーラスエナジーホールディングの会社概要につきましては、資本金が約182億円、風力発電業界では、第1位の規模の会社であり、株主構成は、豊田通商が60%、東京電力が40%となっておるところであります。道内では、苫前、白糠、室蘭等において風力発電事業を実施している会社であります。

次に、『函館労働基準監督署江差駐在事務所の存続にかかる要請行動について』ご報告を申し上げます。

函館労働基準監督署江差駐在事務所の平成25年3月末の廃止提示を受け、その後、8月14日に、再度、労働局幹部が来庁し、「平成25年3月末廃止は撤回、当面廃止はない、今後廃止という考え方が浮上した場合は事前に地域と協議を持つ」という内容であり、平成25年3月末の廃止が撤回されたこと、また、「当面廃止はない」ということでしたが、廃止提案が再浮上するという不安が払拭されないため、存続に向けた要請を行う考えについては、去る8月17日の全員協議会においてお伝えしたところであります。

8月31日、管内町長を代表し、私と建設業労働災害防止協会北海道支部江差分会 林会長の二人で北海道労働局 高原局長に直接お会いし、地域の声として「檜山町村会長、檜山町村議会議長会長、管内7町長、檜山建設協会会長、建設業労働災害防止協会北海道支部江差分会会長」の連名による要請書を手渡し、私から、25年3月末廃止撤回の英断に感謝すると共に、江差駐在事務所の存続を強く要望して参りました。

北海道労働局長からは、「ご迷惑をかけました。出来るだけ存続するという地域要請であります、今後の国家公務員の定員削減状況が大きく影響すること

も理解願いたい。」という返答でございました。

以上、江差駐在事務所の存続に向けた要請行動についてご報告を申し上げます。

次に、『JR 江差線、いわゆるこの江差から木古内間について』のご報告を申し上げます。

去る9月3日、江差町ホテルニューえさしにおいて、北海道旅客鉄道株式会社から、江差線木古内・江差間の沿線自治体である江差町、上ノ国町、木古内町の3町に対して、同線区は、函館・木古内間がJRから経営分離されることにより、木古内・江差間がJR北海道として飛び地となることや、利用状況が極めて少ない線区であること、また、線路設備等の老朽化により今後莫大な経費が必要なことなどから、平成26年度当初での同線区の鉄道事業の廃止について計画しているところであり、今後、沿線3町と協議して参りたいとの申し出がありました。

また、鉄道事業廃止後の地域住民の交通手段確保のため、JR北海道として、出来る限りの支援を行うことを表明しております。

説明会終了後、3町で協議を行い、対策協議会の設置を決定し、会長につきましては、線区を中心である上ノ国町長としたところであります。

今日現在、廃止に伴う住民の足の確保等に関し、JR北海道からの具体的な条件提示はございませんが、今後、様々な課題の整理を対策協議会の中で行っていくこととなります。

このため、議会とも十分な議論や意見を頂きながら、慎重に対処して参りたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、『寄附採納について』ご報告を申し上げます。

2件の寄附採納についてでございます。

最初に、平成24年5月24日、札幌市在住の『脇 千賀子』様より、郷土資料として「函館戦争や厚沢部川流域の新田開発に関するものを始めとする古文書189点」と「棹秤（さおばかり）」「腕につける名札の錦切（きんぎれ）」「具足」「刀の鞘の装飾としての鑑（こじり）」「浄土真宗の御文（おふみ）」各1点のご寄贈がありました。

今回ご寄贈いただきました『脇』様の祖父は、合併前の大正8年から2期江差町長を勤められた『脇 勝吉』様であり、江差に縁のある方でございます。

なお、本寄附採納につきましては、約200点にも及ぶ資料整理のため、多くの時間を要したことをご理解いただきたいと思います。

次に、平成24年6月18日、江差町字姥神町17番地『高橋管財合名会社代表社員 橘 真理子』様より、「歴まち地区の土蔵有効活用による町政の振興発展のために」と別表のとおり姥神町の土地4筆、土蔵4棟のご寄付がございました。

ご寄付いただきました土地及び土蔵につきましては、ご厚志に沿える活用方法を検討していき、まちづくりに役立てていきたいと考えております。

以上のご寄付がありましたことをご報告を申し上げ、改めてご厚志に深く感謝を申し上げ行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。